

相模川水系相模川・中津川河川整備計画の概要

【国管理区間】

【神奈川県管理区間】

平成30年7月

国土交通省 関東地方整備局
神奈川県 川 県

1. 相模川・中津川の概要

1.1 相模川の流域及び河川の概要

◆相模川は、その源を富士山(標高 3,776m)に発し、山梨県内では「桂川」と呼ばれ、山中湖から笹子川、葛野川などの支川を合わせ、山梨県東部を東に流れて神奈川県に入り、「相模川」と名を変え、相模ダム、城山ダムを経て流路を南に転じ、神奈川県中央部を流下し、中津川などの支川を合わせて相模湾に注ぐ、幹川流路延長 109km、流域面積 1,680km² の一級河川です。

◆その流域は、東西を軸とした弓状を呈し、山梨県、神奈川県 の 2 県 14 市 4 町 6 村 にまたがり、山地等が約 88%、水田や畑地等の農地が約 4%、宅地等の市街地が約 8% となっており、下流部の厚木市等の市街化された地域に人口が集中しています。

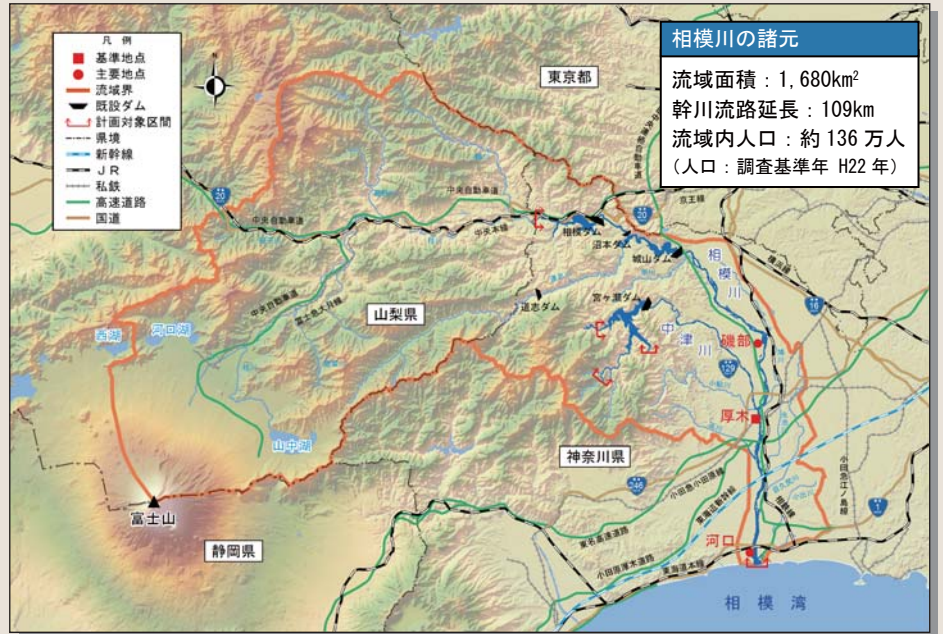
◆流域内には、JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、JR 中央本線及び東名高速道路、中央自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道 1 号、国道 20 号等があり、国土の基幹をなす交通の要衝となっています。

◆相模川流域の気候は、山梨県においては、周辺を山地に囲まれ寒暖の差が大きい内陸性気候を示し、年平均気温は 9℃程度となっています。神奈川県においては、夏季は高温多湿、冬季は乾燥する太平洋側気候を示し、年平均気温は 16℃程度となっています。降水量は、上流部の山中湖では年降水量が約 2,300mm、中流部の海老名では、年降水量が約 1,800mm となっています。

◆相模川流域の自然環境は、上流部では富士山の溶岩流によって形成された山中湖や全国の名水百選に選定され国の天然記念物でもある忍野八海など、富士山の伏流水が湧出する箇所も多く、比較的安定した流況となっています。溶岩で形成された蒼竜峯や河岸段丘が発達した溪谷を流れる区間では、クヌギ・コナラ・アカマツ等が分布し、溪流にはヤマメ・カジカ等が生息・繁殖するとともに、断崖や植生を含めて名勝に指定されている日本三奇橋の一つである猿橋付近では、風光明媚な溪谷美が見られます。

◆中流部は相模原台地と中津原台地の間を流れ、河岸段丘の崖地にはケヤキ・シラカシ等が分布し、カワセミ等の鳥類が生息・繁殖しています。また、礫河原が形成され、カワラノギク・カワラニガナ等の河原固有の植物が生育・繁殖し、河床には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイ等の生息・繁殖場となっています。古くは「鮎河」と呼ばれていたほどアユが豊富な川として知られ、現在でも全国有数の漁獲高を誇っています。

◆下流部は市街化された地域を流れており、河床には瀬と淵が形成され、アユ等の生息・繁殖場となっています。また、中州等の砂礫地にはコアジサシ等の生息・繁殖場が見られ、水際のヨシ・オギ群落には、オオヨシキリ等の鳥類やカヤネズミ等の哺乳類が生息・繁殖しています。河口部の汽水域には、マハゼ・ボラ等の魚類が生息しています。



▲相模川流域図



▲上流部(猿橋付近)



▲中流部(中津川合流点付近)



▲下流部(河口付近)

1.2 治水の沿革

- ◆昭和 22 年 9 月の出水を契機に、昭和 32 年に水系を一貫した相模川水系改修計画が策定されました。
- ◆昭和 36 年には、相模川総合開発事業による城山ダムの建設が計画され、これを受けて、城山ダムにおける基本高水のピーク流量を $4,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、城山ダムにより $1,100\text{m}^3/\text{s}$ を調節する計画を決定し、同ダムは昭和 40 年に完成しました。
- ◆昭和 41 年に相模川水系工事実施基本計画が策定され、その後、昭和 49 年に相模川水系工事実施基本計画を改定しました。基準地点を城山から厚木へ変更し、基本高水のピーク流量を $10,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、城山ダム及び宮ヶ瀬ダム等により $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、計画高水流量を $7,300\text{m}^3/\text{s}$ とする計画を決定しました。平成 13 年に宮ヶ瀬ダムが完成しました。
- ◆平成 19 年に策定した相模川水系河川整備基本方針（以下「河川整備基本方針」という。）において、基準地点厚木における基本高水のピーク流量については $10,100\text{m}^3/\text{s}$ としました。



▲水防活動状況
(昭和57年8月洪水・神奈川県厚木市)

1.3 利水の沿革

- ◆相模川水系の水利用の歴史は古く、江戸時代後半の五ヶ村用水など農業用水として利用されたのをはじめ、現在では、水道用水や発電用水として流域内外で利用されています。
- ◆特に水道としての利用は、明治 20 年に日本最初の近代水道施設の水源として相模川の水が横浜に導水されて以来、京浜地区の発展と神奈川県民の生活を支えてきました。
- ◆相模川河水統制事業が昭和 15 年に着工し、相模ダムや道志ダム等が建設され用水が確保されました。昭和 36 年からの相模川総合開発事業により、寒川取水堰、城山ダム等を建設しました。その後も増加を続ける神奈川県の水需要に対し、宮ヶ瀬ダム、相模大堰を建設し、現在では相模ダム、城山ダム及び宮ヶ瀬ダムによる総合運用により相模川水系の円滑かつ合理的な水運用を行っています。
- ◆現在、農業用水としてかんがい利用されているほか、水道用水として横浜市、川崎市、横須賀市等へ供給されています。また、工業用水として横浜市、川崎市へ供給し、発電用水については、神奈川県内の発電所において最大約 35 万 kw の発電が行われています。



▲相模ダム

1.4 河川環境の沿革

- ◆相模川は、長い年月をかけて渓谷、河岸段丘、礫河原、湿地、干潟等、多様な自然環境を形成してきました。
- ◆相模川・中津川の水質は、近年は環境基準を達成しているため、良好と言えます。
- ◆昭和 63 年に河川の治水及び利水機能を確保しつつ河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めた「相模川水系河川環境管理基本計画」を策定しました。
- ◆平成 20 年には、あらゆる人が自由に参加し、幅広く意見を述べる場として「相模川ふれあい懇談会」を開催し、相模川をより良い河川にしていくための議論等を行っています。



▲礫河原

1.5 土砂管理の沿革

- ◆相模川水系では、ダム貯水池の堆砂進行及び昭和 30 年代に顕著に行われた砂利採取等の影響による河床低下や濬筋の固定化、河口干潟の減少、沿岸域の海岸侵食等、様々な問題が顕在化し始めました。
- ◆これらの問題に対して、平成 13 年 2 月に「相模川水系土砂管理懇談会」が設立され、その結論として「相模川の健全な土砂環境をめざして」の提言書を平成 15 年 6 月にとりまとめました。
- ◆平成 15 年 12 月には、「相模川・川づくりのための土砂環境整備検討会」が設立され、平成 19 年 11 月に、上流から海岸まで一貫して捉えた総合的な土砂管理を進めることについて、河川整備基本方針に位置付けられました。
- ◆平成 27 年 2 月には、「相模川流砂系総合土砂管理推進協議会」を設置し、平成 27 年 11 月に「相模川流砂系総合土砂管理計画」を策定しました。

2. 河川整備の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

- ◆相模川の国管理区間、神奈川県管理区間、及び中津川の神奈川県管理区間では、河道整備、洪水調節施設整備等の治水対策を流域全体で役割分担し推進してきましたが、現在の相模川・中津川では、堤防の断面不足や河道の断面不足箇所が残っています。

▼堤防の整備状況

(単位：km)

| 河川名 ^{※1} | 計画堤防断面 ^{※2} | 今後整備が必要な区間 ^{※3} | 堤防整備が不必要な区間 ^{※4} | 合計 ^{※5} |
|-----------------------------|----------------------|--------------------------|---------------------------|------------------|
| 相模川（国管理区間） | 10.7 | 2.5 | 0 | 13.2 |
| 相模川（神奈川県管理区間） ^{※6} | 36.6 | 9.3 | 9.3 | 55.1 |
| 中津川（神奈川県管理区間） | 13.0 | 3.8 | 19.4 | 36.2 |

平成 29 年 3 月末現在

※1：相模川の延長は支派川の国管理区間(ダム管理区間を除く)の一部を含みます。

※2：標準的な堤防の断面形状を満足している区間。

※3：標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間。

※4：山付き、掘込み等により堤防の不必要な区間。

※5：四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。

※6：小倉橋(34.2k)より上流の区間を除きます。

- ◆相模川・中津川の堤防においては、平成 14 年度から「河川堤防設計指針」に基づき堤防の浸透に対する安全性に関して点検を実施した結果、標準的な堤防の断面形状を満足している区間においては、浸透に対する安全性の不足する箇所はありません。

- ◆堤防の安全性に影響を及ぼす河岸侵食が発生しうる水衝部箇所や堤防付近に高速流が発生する箇所については、これらへの対策を実施しています。



▲断面不足の堤防（神奈川県高座郡寒川町一之宮地先）

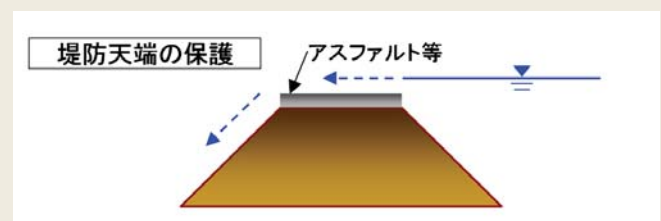
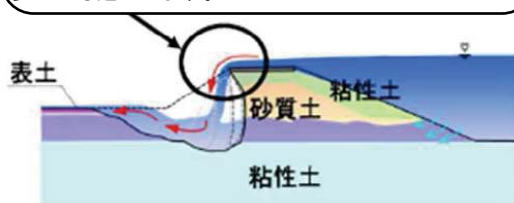


▲整備後の堤防（神奈川県高座郡寒川町一之宮地先）

- ◆施設の能力を上回る洪水や津波、高潮が発生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれがあります。このため、被害を軽減するための対策として、河川防災ステーション、水防拠点の整備等のハード対策、洪水浸水想定区域図の公表とこれに伴う関係自治体の水害ハザードマップ作成支援等のソフト対策を推進しています。

- ◆平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を契機に、ソフト対策を活かし、人的被害や社会経済被害を軽減するための施設による対応(以下「危機管理型ハード対策」という。)を実施することとしました。具体的には、相模川(国管理区間)において、水害リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間などについて、平成 32 年度を目途に、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を行う区間を設定しました。

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばします。



▲危機管理型ハード対策

◆相模川・中津川に係る洪水調節施設については、相模川上流部に城山ダムが完成し、中津川上流部に宮ヶ瀬ダムが完成しています。



▲宮ヶ瀬ダム

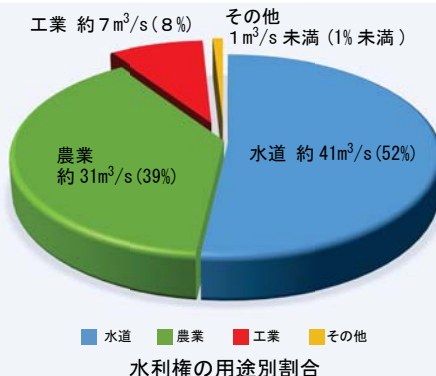


▲城山ダム

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

◆相模川・中津川における水利用は、農業用水として最大取水量の合計で約31m³/sが利用されています。なお、農業用水は季節等の利用によって大きく変動します。

◆都市用水は、水道用水として最大約41m³/s、工業用水として最大約7m³/sが供給されています。



▲寒川取水堰

2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

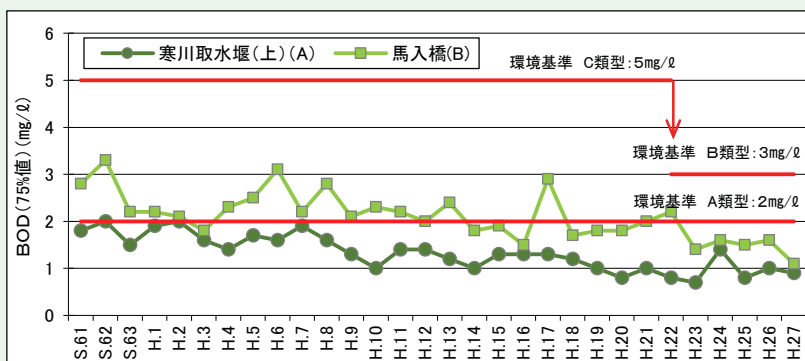
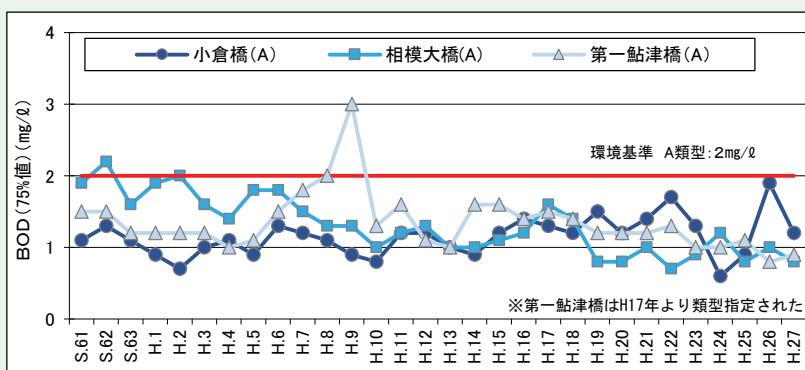
水質

◆相模川・中津川の水質は、生物化学的酸素要求量「BOD」(75%値)で評価すると、全地点で近年は環境基準を達成しています。

◆相模川・中津川上流部のダム貯水池の水質については、湖沼や海域での水質指標である化学的酸素要求量「COD」(75%値)は、環境基準3mg/Lを達成しています。

◆相模ダム(相模湖)や城山ダム(津久井湖)では、ダム貯水池のアオコ対策として、エアレーション装置による大量発生抑制に取り組んでいます。

◆宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)においては、ダム下流の河川環境の維持を目的として、冷濁水の放流によるダム下流の河川の水温や濁水の影響を緩和するため、選択取水設備の運用により、ダム下流河川の水質保全対策に取り組んでいます。



▲相模川・中津川におけるBOD(75%値)の経年変化

2. 河川整備の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

自然環境

- ◆城山ダム下流付近では、河道には礫河原が発達、中州やワンド・たまり等の環境が見られ、兩岸の河岸段丘には河畔林が維持されています。中津川合流点までは、広く礫河原が形成されていたが、一部、河床の粗粒化(アーモークト化)に伴う河道の固定化・二極化により、河原の草地化、樹林化が進み、セイタカアワダチソウやハリエンジュ等の外来植物が増加しています。
- ◆カワラノギクについては、関係行政と地域の学校や市民団体、地域住民が協働作業により圃場を整備するなど、地域と連携・協働した保護活動が行われています。
- ◆相模川の下流部(中津川合流点下流)は、緩やかに蛇行して流れ、瀬と淵が見られ、寄州には礫河原やヨシ原が見られ、礫河原にはコアジサシ、ヨシ原にはカヤネズミやオオヨシキリが生息・繁殖しています。この区間にはアユの産卵場が多く、アユの漁獲高は全国有数です。近年、礫河原やヨシ原にセイタカアワダチソウやシナダレスズメガヤ等の外来植物が侵入し、礫河原の草地化、一部では樹林化も進んでいます。
- ◆河口域においては、水際にはヨシ原が広く見られましたが、グラウンドやマリーナ等の利用により減少してきています。



▲アユ

河川空間の利用

- ◆現状の利用は、内水面漁業(アユ釣り等)、公園、運動場、ゴルフ場、花畑、散策といったスポーツやレクリエーション、憩いの場、水辺の楽校による環境学習や自然体験活動、カワラノギクの圃場による自然環境の保全、花火大会や大凧まつりなどの地域のイベントやお祭りの場などの河川敷利用として様々な人に利用されています。
- ◆相模川の河川敷は、一般車両が自由に進入できる状況にあり、家具や家電製品等の不法投棄や不法盛土等が課題となっています。
- ◆宮ヶ瀬ダムには水源地域の自立的、持続的な活性化を図ることなどが期待されており、水源地域ビジョンに基づいて、ダムを活かした取組を実施していますが、ダム湖周辺では、ダム湖畔へのゴミ投棄や立入制限区域への侵入が課題となっています。



▲高水敷のグラウンド利用



▲アユ釣り



▲不法投棄の状況

景観

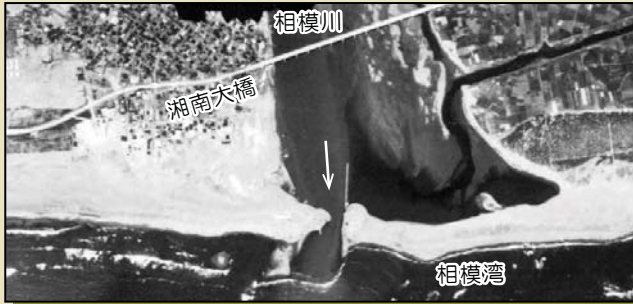
- ◆相模川の中流部は、兩岸の河岸段丘に見られる斜面林と沿川の田園風景が特徴的で、水域には広い礫河原、瀬と淵、ワンドやたまりなど多様な河川形態が見られます。下流部は、都市部を流れ、礫河原や河口干潟が見られます。
- ◆昭和61年に神奈川県が策定した「いきいき未来相模川プラン」の中で、相模川を代表する眺望の優れた場所を相模川八景として選定しています。

2.4 河川維持管理の現状と課題

- ◆河川の管理は、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全という目的に応じた管理、平常時や洪水時等の河川の状況に応じた管理、更には堤防、護岸、ダム等といった河川管理施設の種類に応じた管理というように、その内容は広範・多岐にわたっており、効果的・効率的に維持管理を実施する必要があります。

2.5 土砂管理の現状と課題

- ◆相模川水系では、上流部から河口・海岸まで土砂管理に関する課題が顕在化しています。
- ◆相模川上流の相模ダムでは、計画堆砂量を上回る土砂が堆積しており、浚渫や下流河道への置き砂の試験施工、海岸への養浜といった対策を行っています。
- ◆河道では多くの河川横断工作物(頭首工や床止め)が設置されており、これらの下流では洪水流の集中により深掘れ等が発生し、濘筋と砂州の比高差が拡大しています。また、河道内の攪乱が減り、濘筋が固定化し、樹林化が進行する河道の二極化が見られ、堤防の側方侵食や橋梁の局所洗掘、アユの産卵場への影響などが懸念されます。
- ◆相模川の河口では、砂州の後退や規模縮小が見られるとともに、河口東側海岸の汀線が著しく後退しています。



▲昭和29（1954年）撮影



▲平成26（2014年）撮影

2.6 平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題

- ◆平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。
- ◆この水害において、氾濫流により家屋が倒壊・流失したことや多数の孤立者が発生したことを踏まえると、住民等に対し、堤防の決壊に伴う氾濫流により家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）、浸水深が大きい区域、長期間浸水が継続する区域からの立ち退き避難を強力に促す必要があります。
- ◆被災した区域の避難所への避難が困難となったため、市境を越えた広域避難が実施されましたが、広域避難について事前の準備がなされなければ、より大規模な氾濫やより多数の避難者が発生した場合には、避難が間に合わなくなることも想定されます。
- ◆水防団員(消防団員)の減少、高齢化等により、水防活動に従事する人員が今後より一層減少していく一方で、期待される水防活動は量的にも質的にも増加しており、多岐にわたる水防活動を的確に実施できなくなることが予想されます。
- ◆家屋の倒壊・流失、長期間の浸水という水害リスクが住民等に十分に伝わっていないため、前述の避難行動だけでなく、住まい方や土地利用等にも活かされていません。
- ◆河川整備については、上下流バランスの確保等を図る必要があることや財政等の制約もあることから、氾濫の危険性が高い区間であっても早急に解消することが困難な場合があります。人的被害や社会経済被害を軽減するために、従来からの洪水を安全に流すためのハード対策に加え、越水等が発生した場合でも堤防が決壊するまでの時間を少しでも延ばす危機管理型の対策と地域におけるソフト対策を活かし、一体的に実施する必要があります。

2.7 気候変動の影響による課題

- ◆近年、我が国においては、時間 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。
- ◆さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後更に、大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増大することが予想されています。これにより、施設の能力を上回る外力(災害の原因となる豪雨、洪水、高潮等の自然現象)による水災害が発生する懸念が高まっています。このため、気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化など、様々な事象を想定し、対策を進めていくことが必要となっています。
- ◆その一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じています。将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予想されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されます。このため、様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要となっています。

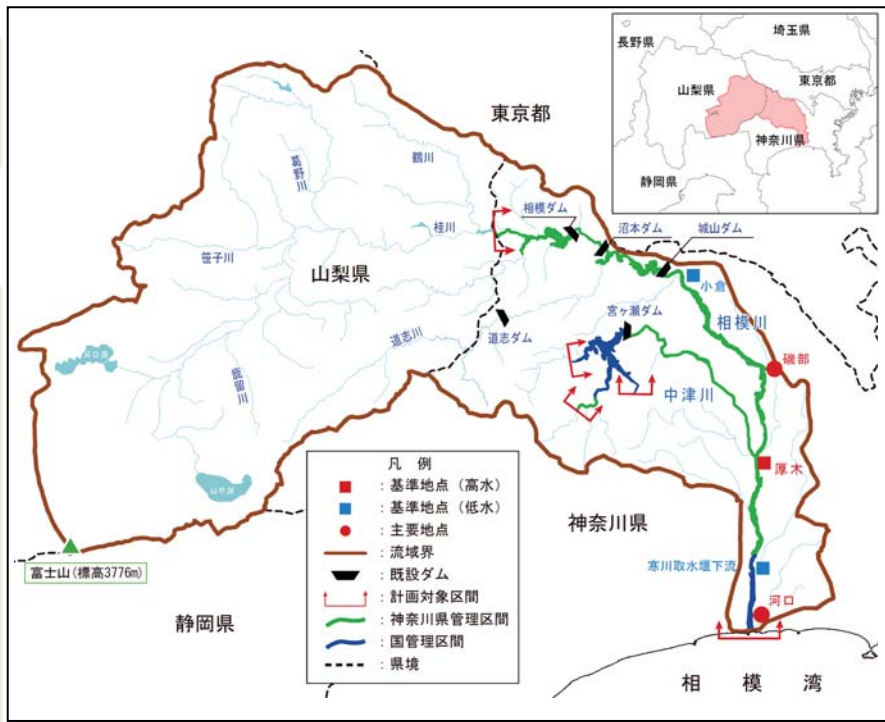
3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画対象区間

- ◆相模川水系相模川・中津川河川整備計画(以下「河川整備計画」という。)の計画対象区間は、右図のとおりです。

3.2 計画対象期間

- ◆河川整備計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。
- ◆河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行います。
- ◆特に、気候変動による洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行います。



▲河川整備計画対象区間

4. 河川整備計画の目標に関する事項

- ◆相模川は、富士山を源に山梨県東部、神奈川県中央部を流下し相模湾に注ぐ一級河川で、中流部から下流部にかけて市街地が広がり人口や資産が集中しているとともに、JR 東海道本線や JR 東海道新幹線、東名高速道路、首都圏中央連絡自動車道など主要幹線交通網が密集しています。このため、洪水、津波、高潮等による災害から貴重な生命・財産を守り、住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等を踏まえて、相模川・中津川では地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係る施策を総合的に展開します。
- ◆災害の発生防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、相模川・中津川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築及び河道掘削等により洪水を安全に流下させる整備を推進し、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図ります。
- ◆河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川環境の保全や利水安全度の確保を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を推進し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の安定的な確保に努めます。
- ◆河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と相模川・中津川との関わりを考慮しつつ、礫河原、湿地、干潟、ヨシ原等多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな河川環境及び良好な景観や清らかな水の流れを保全し、水質を保全・改善するとともに、生物多様性の保全に配慮した多自然川づくりを行うことにより、多様な動植物が生息・生育・繁殖する相模川・中津川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。
- ◆河川の維持管理に関しては、災害発生防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう地域住民や関係機関との連携や意識の向上を図りながら、適切に実施します。
- ◆河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うための中期的な整備内容を示したものであり、適宜見直しを行うとともに、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行います。
- ◆気候変動に伴う降水形態の変化等により洪水や渇水等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

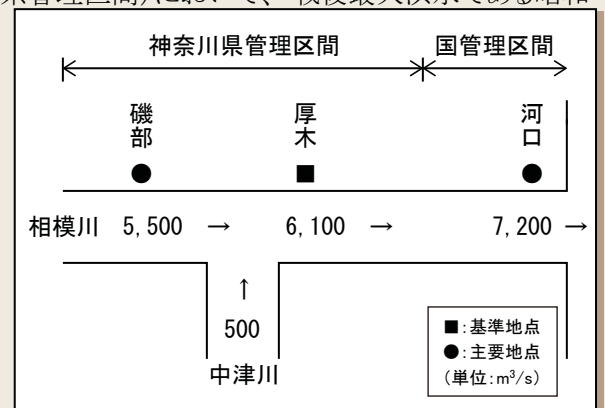
◆過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保を両立させ、堤防が整備されていない箇所や堤防の高さや幅が不足している箇所を最優先で整備を進めるとともに、地震や津波、高潮にも安全な堤防整備を進めることにより、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

◆施設の能力を上回る洪水、津波、高潮等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、想定最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。具体的には、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ります。

1) 相模川：洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を厚木地点（県管理区間）において、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の $6,900\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち、河道整備において対象とする流量は $6,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

さらに相模川（国管理区間）においては、上下流の治水安全度のバランスを考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して同程度の水準である概ね年超過確率 $1/50$ とし、このうち、河道整備において対象とする流量は河口地点において $7,200\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止を図ります。

2) 中津川：洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を相模川本川の戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の $1,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち、河道整備において対象とする流量は $500\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止を図ります。



▲流量配分図

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

◆河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、小倉地点においては、かんがい期の最大は概ね $20\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期は概ね $10\text{m}^3/\text{s}$ 、寒川取水堰下流においては年間を通して概ね $12\text{m}^3/\text{s}$ を安定的に確保するよう努めます。

4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

◆相模川・中津川では、ゆとりとやすらぎとるおいのある川を目指して、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進に努めます。

◆水質については、流入する汚濁負荷量を軽減する下水道事業等の自治体実施する水質保全関連事業と連携し、良好な水質を維持しつつ、社会情勢、地域の要望に対応した河川水質の向上を目指します。

◆自然環境の保全・再生に当たっては、地域住民や関係機関と連携し、河川に隣接する公園や河畔林などの緑地と河川環境の連続性の確保や、カワラノギク等の河原固有の動植物が息息・生育・繁殖する礫河原の保全・再生及び干潟の保全・再生などに努めます。

◆取水堰等の許可工作物は、施設管理者等と連携を図りながら、魚類の遡上・降下環境の維持・改善に努めます。さらに、河川と周辺地域の連続性の確保等を通じて、生態系ネットワークの形成に努めます。

◆人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた相模川・中津川の恵みを活かしつつ、沿川自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ります。

◆景観については、上流部の山間渓谷美に富んだ渓谷環境や中下流部の礫河原、ヨシ原等が広がる河川景観の保全に努めるとともに、市街地における貴重な空間として水辺景観の維持・形成に努めます。

4.4 総合的な土砂管理に関する目標

◆相模川の流域の源頭部から河道域、河口・海岸域まで連続した流砂系と捉え、流砂系内の土砂移動環境の現状と課題を把握し、流砂系内で課題を共有し土砂環境の改善に向けた実効性のある対策を実施していきます。

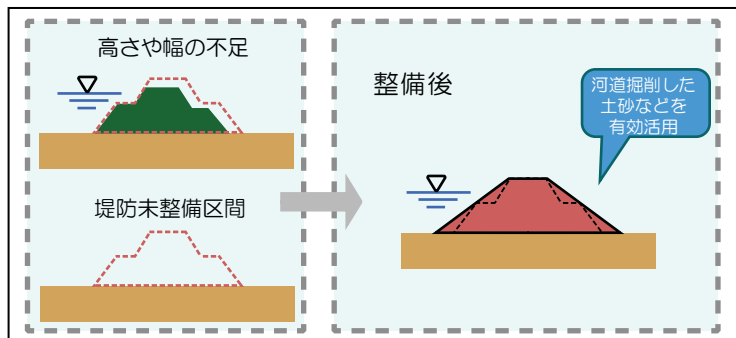
5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

堤防の整備

- ◆標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、上下流バランスを考慮しつつ、築堤等を行います。



▲堤防整備のイメージ

河道掘削

- ◆洪水を安全に流下させるため、必要な箇所において、河道掘削等を実施します。
- ◆河道掘削等の実施に当たっては、河床変動、動植物の生息・生育・繁殖環境、水質等に配慮するとともに、継続的な観測を実施しつつ、その結果を踏まえて適切に行うこととし、河道掘削により発生する土砂は、築堤等への有効活用を図ります。

固定堰の改築

- ◆既設固定堰により、河道断面が不足している区間について、関係機関と調整の上、固定堰の可動化等の改築を行います。



▲磯部頭首工

橋梁架替

- ◆河道拡幅に伴い、橋長が不足する橋梁について、関係機関と調整の上、架替を行います。

侵食対策

- ◆水衝部が堤防に接近している箇所や今後堤防に接近するおそれのある箇所については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し、堤防防護のため必要な対策を実施します。



▲水衝部

高潮対策

- ◆相模川の河口から JR 東海道貨物橋梁までの区間において、高潮対策として堤防等を整備します。

地震・津波遡上対策

- ◆地震動や液状化の影響により、河川管理施設の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、河川の水位が上昇し浸水被害が発生するおそれがあるため、耐震性能の照査結果に基づき、堤防の沈下を抑制する対策を実施し、必要な堤防高を確保します。



内水対策

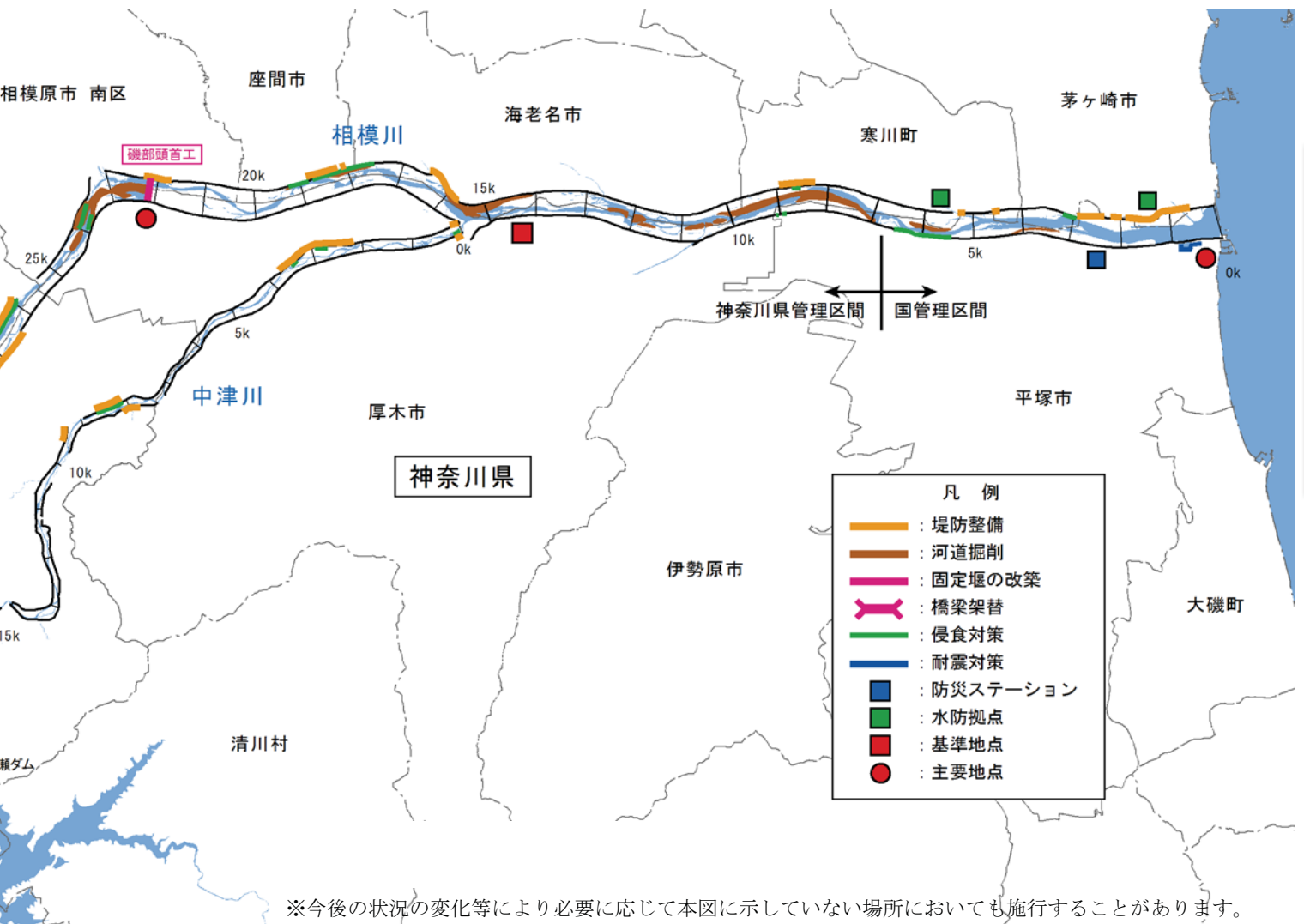
- ◆内水による浸水が発生する地区の河川は、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で、必要に応じて排水機場の整備等、内水被害の軽減対策を実施します。

施設の能力を上回る洪水を想定した対策

- ◆施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図るために、危機管理型ハード対策として越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を契機に設定した区間など水害リスクが高い区間等において実施します。さらに、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、河川防災ステーション、水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を検討し、必要に応じて実施します。
- ◆地球温暖化に伴う気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の急激な上昇が頻発することが想定されることから、河川管理施設の確実な操作と操作員等の安全確保のために、河川管理施設の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を必要に応じて実施します。
- ◆雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用 CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備するとともに、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。



▲災害復旧用備蓄資材（根固めブロック）



※今後の状況の変化等により必要に応じて本図に示していない場所においても施行することがあります。

流域及び河川の現状と課題

河川整備計画の目標

河川の整備の実施

総合的に行うための事項

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- ◆河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を推進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査・検討を行います。

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

水質改善対策

- ◆相模川・中津川においては、県・流域自治体実施する下水道整備等の関連事業との連携により、流域から流入する汚濁負荷の削減に努め、相模川・中津川の良好な水質の維持に努めます。
- ◆相模ダム（相模湖）や城山ダム（津久井湖）では、ダム貯水池のアオコ対策として、エアレーション装置による大量発生抑制に取り組んでおり、今後も実施するとともに、ダム貯水池においてはアオコの発生、ダム下流河川においては冷濁水の放流による環境への影響について、モニタリングを今後も実施します。



▲エアレーションの稼働状況（相模湖）

自然環境の保全と再生

- ◆城山ダムから中津川合流点に至る中流部では、河川沿いの河岸段丘に見られる河畔林を保全し河川との連続性を維持します。カワラノギクやコアジサン等の河原固有の動植物が生息・生育・繁殖する礫河原の保全・再生を図るとともに、必要に応じてハリエンジュ等の外来植物駆除や樹林化対策を行います。さらに、瀬と淵やワンド・たまりを保全するとともに、縦断的な連続性を確保し、アユをはじめとする魚類の生息環境の保全を図ります。
- ◆中津川合流点から河口に至る下流部では、多くの動植物の生息・生育・繁殖する礫河原やヨシ原等の保全・再生を図るとともに、必要に応じて、外来植物駆除や樹林化対策を行います。アユ・ウナギ等の回遊性の魚類に対しては、縦断的な連続性を確保するとともに、魚類の生息場・産卵場となる瀬と淵の保全を図ります。また、シギ・チドリ類の渡りの中継地となる河口砂州の保全や干潟の保全・再生に努めます。
- ◆中津川では、宮ヶ瀬ダム下流付近の周辺の山林と一体となった現状の良好な溪流環境を保全します。また、アユ等の魚類の生息場・産卵場となる瀬と淵を保全するとともに縦断的な連続性を確保します。さらに、必要に応じて外来植物駆除や樹林化対策を行います。
- ◆自然環境の保全・再生に当たっては、地域住民や関係機関と連携し、流域に広がる生物の生息・生育の場を広域的に結ぶ生態系ネットワークの形成に努めます。



▲カワラノギク

人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備

- ◆人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係自治体や地域住民と調整し実施します。また、地域計画等と連携・調整を図り、相模川・中津川の良好な河川環境を保全しつつ、河川利用に関する多様なニーズを踏まえた地域住民に親しまれる河川整備を推進します。



▲自然観察会（馬入水辺の楽校）

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- ◆河川の維持管理に当たっては、相模川・中津川の河川特性を十分に踏まえ、河川の維持管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「相模川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき、計画的・継続的な維持管理を行います。

5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

堤防の維持管理

- ◆堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。



▲堤防点検の状況

河道の維持管理

- ◆河道の機能を適切に維持していくため、河道の形状を把握すること等を目的として、定期的に点検、巡視、測量等を実施します。
- ◆河道内の土砂堆積や樹林化の進行は、流下能力の低下や砂州の発達による堤防前面の河岸洗掘・侵食等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施します。また、侵食箇所についても、必要に応じて対策を実施します。



▲河川巡視の状況

河川管理施設の維持管理

- ◆河川管理施設の機能を適切に維持し、洪水、津波、高潮等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。
- ◆雨量観測所、水位観測所、水質観測所、河川監視用CCTVカメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施します。
- ◆相模川（国管理区間）において今後整備される河川防災ステーション等の施設については、災害発生時に活用できるように、適切に維持管理を実施するとともに、平常時は沿川自治体と連携し適正な利用を促進します。



▲河川管理施設の点検状況

ダムの維持管理

- ◆城山ダム、宮ヶ瀬ダムについては、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。
- ◆ダム貯水池においては、貯水池保全の観点からのり面保護を行うとともに、施設機能の確保のため洪水等で流入する流木・ゴミを除去します。除去した流木については住民への無料配布等による有効活用に努めます。また、堆砂状況を把握し、貯水池機能の低下を防ぐため適切な対策を検討し実施します。



▲流木の状況（津久井湖）

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

許可工作物の機能の維持

- ◆橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うなど、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。
- ◆洪水、津波、高潮等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を速やかに行うよう指導します。



▲許可工作物の合同確認

不法行為に対する監督・指導

- ◆河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為を発見した場合は、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じるものとします。

観測等の充実

- ◆雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用CCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、ホームページ等で引き続き発信していきます。また、施設的能力を上回る洪水、津波、高潮等に対し、河川水位、河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の改良を図ります。



▲ライブカメラ映像

洪水予報、水防警報等の発表

- ◆相模川(国管理区間)の洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通大臣は気象庁長官と共同して水位等の情報を、神奈川県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知します。神奈川県知事は、通知された情報を水防管理者及び量水標管理者に通知し、周知を図ります。
- ◆相模川(神奈川県管理区間)の洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、神奈川県知事は気象庁長官と共同して水位等の情報を、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知します。
- ◆中津川(神奈川県管理区間)の水位周知河川において、洪水特別警戒水位に達したときは、神奈川県知事は当該河川の水位等の情報を示し、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知します。また、避難判断水位への到達情報の発表は、可能な範囲で行うこととします。
- ◆平常時から洪水予報に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図られるよう、気象庁、流域自治体、報道機関等の関係機関や民間企業との連携を一層図ります。
- ◆相模川(国管理区間)の水防警報河川において、洪水、津波、高潮等によって災害が発生するおそれがあるときは、国土交通大臣は水防警報を発表し、その警報事項を神奈川県知事に通知します。神奈川県知事は、通知された警報事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知します。
- ◆相模川(神奈川県管理区間)、中津川(神奈川県管理区間)の水防警報河川において、洪水、津波、高潮等によって災害が発生するおそれがあるときは、神奈川県知事は水防警報を発表し、その警報事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知します。
- ◆平常時から水防に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図られるよう、関係機関との連携を一層図ります。

堤防の決壊時等の復旧対策

- ◆万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画しつつ、氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化に取り組むとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を図ります。
- ◆平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、流域自治体、自衛隊、水防団(消防団)、報道機関等の関係機関との連携を一層図ります。
- ◆大規模水害時等においては、自治体の災害対応全般にわたる機能が著しく低下するおそれがあるため、TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE : 緊急災害対策派遣隊) 等が実施する、災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による緊急排水等の支援、自治体の支援体制の強化を行います。
- ◆相模川に流入する支川では、洪水時に相模川等への排水が困難となることがあります。そのため、応急的な排水対策として、流域自治体からの要請により必要に応じて排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の軽減を図ります。
- ◆洪水、津波、高潮等による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、国土交通大臣は、浸入した水を排除するなどの特定緊急水防活動を実施します。



▲水防訓練



▲排水ポンプ車の訓練状況

水害リスク評価、水害リスク情報の共有

- ◆浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水想定区域内の住民の避難の可否等を評価した上で、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係自治体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。
- ◆浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場等の市町村地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的支援を行い、地域水防力の向上を図ります。

河川等における基礎的な調査・研究

- ◆治水・利水・環境の観点から、河川を総合的に管理していくため、流域内の降水量の観測、河川の水位・流量の観測、河川水質の調査等を継続して実施します。
- ◆洪水時における水理特性等に関する調査・研究を推進し、その成果を、具体的な工事や維持管理に活用します。
- ◆気候変動の影響に伴う水災害の頻発化・激甚化や、濁水の頻発化、長期化、深刻化など様々な事象まで想定し、この課題に対応する視点として必要な流域の降水量、降雨の時間的・空間的分布、水位・流量等について、モニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行います。



▲洪水時の流量の観測状況

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

洪水氾濫に備えた社会全体での対応

- ◆平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における鬼怒川の水害や気候変動を踏まえた課題に対処するために、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していきます。
- ◆相模川(国管理区間)では、水防災意識社会を再構築すべく、地域住民の安心・安全を担う沿川の 5 自治体と神奈川県、横浜地方气象台、京浜河川事務所で構成される「相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」を「京浜河川災害情報協議会」の専門部会として、平成 28 年 5 月 24 日に設立しました。
- ◆相模川(神奈川県管理区間)を含む、神奈川県及び横浜市が管理する一級・二級河川においても、相模川(国管理区間)と同様に、水防災意識社会を再構築すべく、沿川の 32 自治体と神奈川県、横浜地方气象台で構成される「神奈川県大規模氾濫減災協議会」を平成 29 年 5 月 11 日に設立しました。



▲共同点検の実施



▲相模川・金目川洪水対応訓練の実施

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- ◆河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努めます。また、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。
- ◆水系全体の効率的な水運用を図るため、流域の雨量、河川流量、取水量を監視し、城山ダムや宮ヶ瀬ダム等による総合運用を実施します。
- ◆渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する相模川水系水総合運用協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、適切に低水管理を行うとともに、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行います。



▲相模川水系水総合運用協議会

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

水質の保全

- ◆良好な水質を維持するために、水質の状況を把握するとともに、水生生物調査や「河川水質管理の指標」による水質の評価等を実施します。
- ◆水質事故に備えた訓練及び必要資材の備蓄を行うとともに、関係機関との情報共有・情報伝達体制の整備を進め、状況に応じて既存の河川管理施設の有効活用を行い、水質事故時における被害最小化を図ります。
- ◆ダム貯水池においては、水質の状況を把握するとともに、水質の変化に応じた対策を行い、適切な貯水池の運用に努めます。



▲水質事故の対応状況

自然環境の保全

- ◆良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施します。
- ◆外来生物への対応については、河川管理や自然環境上支障がある場合について検討し、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施します。
- ◆魚類等の遡上・降下環境の確保において、横断工作物における魚道の機能の保持に努めます。
- ◆宮ヶ瀬ダムではフラッシュ放流を行い、下流河川の環境改善や効果について調査及び検討を行います。



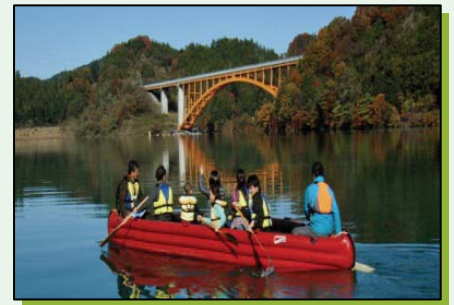
▲相模大堰の魚道

河川空間の適正な利用

- ◆相模川・中津川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施します。
- ◆高水敷空間については、利用と保全の調和がとれた河川空間を創出するため、関係機関と協議等を行い、適正な管理等を実施します。また、低水路空間については、良好な河川環境の保全に努めます。
- ◆既存の親水施設、坂路や階段等については、地域住民や沿川自治体と一体となって、安全・安心な利用ができるよう改善を図ります。

水面の適正な利用

- ◆相模川、中津川、相模ダム、城山ダム、及び宮ヶ瀬ダムの貯水池において、安全で秩序ある水面利用を推進します。



▲Eボート体験（宮ヶ瀬ダム）

景観の保全

- ◆相模川・中津川では、自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り保全・継承に努めます。
- ◆ダム貯水池の周辺は、変化に富んだ自然景観が見られ、自然とのふれあいや憩いを求めて数多くの人々が訪れており、これらの景観の保全に努めます。



▲相模川八景（美しいアーチの小倉橋）

環境教育の推進

- ◆人と自然との共生のための行動意欲の向上や環境問題を解決する能力の育成を図るため、環境教育や自然体験活動等への取組について、市民団体、地域の教育委員会や学校等、関係機関と連携し、推進していきます。
- ◆具体的には、河川環境に対する関心を高め、相模川・中津川と地域社会との関わりなどについて理解を深められるよう、環境教育の一環として実施されているカララノギクの保護活動等の取組を支援します。
- ◆河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援します。



▲自然観察会（馬入水辺の楽校）

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

不法投棄対策

- ◆地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を沿川自治体と連携して実施し、河川・ダム湖畔の美化の意識向上を図ります。さらに、地域住民やNPO等と連携・協働した河川管理を実施することでゴミの不法投棄対策に取り組みます。

不法係留船対策

- ◆不法係留船、不法係留施設に対しては、関係自治体、地域住民及び水面利用者等からなる「相模川・小出川水面等利用者協議会」により連携した対策を推進していきます。
- ◆既存マリーナへの誘導、警告看板の設置を行います。指導に応じない場合や悪質な場合等は必要に応じ行政代執行による強制排除等を実施し、秩序ある水面利用を図ります。

ホームレス対策

- ◆河川の適正な利用を確保するため、沿川自治体の福祉部局や関係機関と連絡調整を行い、ホームレスの人権にも配慮しながら、物件の撤去指導等の措置を講じます。

5.2.4 総合的な土砂管理に関する事項

河口・海岸域への土砂還元量の増加

- ◆茅ヶ崎海岸（柳島地区）については、河口・海岸域への海岸構成材の土砂供給量を増加させるため、ダム等の堆積土砂を有効活用し、河道・海岸への置き砂等を実施します。なお、置き砂等の実施に当たっては、下流河道への影響に配慮します。



▲置き砂

河道内の土砂移動の極端な不連続性の是正

- ◆現在の磯部頭首工は、固定部が上下流の河床縦断面から見て高い位置に設定されており、その堰上げの影響を受けた上流側で、土砂堆積による河道断面の不足が生じています。また、頭首工上流の湛水区間の土砂堆積の影響として下流への土砂供給量が減少し、土砂移動の不連続が生じています。これらを解消するため、関係機関と調整の上、磯部頭首工の改築を行います。
- ◆磯部床止下流の左岸堤防際の深掘れの進行を緩和するため、磯部頭首工の改築にあわせて河床形状を整正する等の必要な対策を実施します。

流砂系で継続して実施する対策・モニタリング

- ◆相模川から周辺海岸への土砂供給の実態把握等を見据え、河口砂州及び干潟の形成、出水によるフラッシュのメカニズム等についてモニタリングを行い把握に努めます。
- ◆河道の二極化や樹林化への対策については、水生生物の生息・生育の場の保全の観点等から、知見の整理や実現性を検討し、相模川、中津川及び小鮎川の三川合流点付近の土丹の露出に対しては、土丹被覆等の対策を継続して実施します。
- ◆土砂移動の実態把握、各取組の効果検証のためのモニタリングを関係機関と連携しながら実施し、モニタリング結果・評価について、課題や情報を共有します。



▲三川合流点の土丹の露出状況

6. その他河川整備を総合的にを行うために留意すべき事項

6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理

- ◆都市化に伴う洪水流量の増大、河川水質の悪化、湧水の枯渇等による河川水量の減少、流出土砂量の変化等に対し、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び海域を視野に入れた総合的な河川管理が必要です。

6.2 地域住民、関係機関との連携・協働

- ◆相模川・中津川における関係自治体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体や地域住民や関係機関、民間企業等と一体となった協働作業による河川管理を推進します。



▲クリーン作戦（高田橋下流）



▲相模川美化キャンペーン（寒川町）

6.3 ダムを活かした水源地域の活性化

- ◆相模ダム及び城山ダムの湖面及び周辺は、水上スポーツ、レクリエーション等の場として利用されていることから、引き続き「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例」に基づいた健全で秩序ある湖面利用を推進し、関係自治体や住民、関係機関と広く連携していきます。
- ◆宮ヶ瀬ダム湖面及び周辺においても、水上スポーツ、レクリエーション等の場として利用されており、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図るため、水源地域及び下流の自治体、住民及び関係機関と広く連携し、ダム周辺の環境整備、ダム湖の利用、活用の促進及び上下流の住民交流等の「水源地域ビジョン」に基づいた取組を推進していきます。



▲観光放流（宮ヶ瀬ダム）



▲相模湖やまなみ祭



▲宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい（宮ヶ瀬ダム）

6.4 治水技術の伝承の取組

- ◆これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の知恵に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保存・伝承に取り組んでいきます。

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」は、
関東地方整備局及び神奈川県ホームページ(下記URL)でご覧いただけます。

◆関東地方整備局

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000361.html

◆神奈川県

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f70089/index.html>

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

河川部河川計画課

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

Tel:048-601-3151

京浜河川事務所

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

Tel:045-503-4000

相模川水系広域ダム管理事務所

〒252-0156 神奈川県相模原市緑区青山字南山2145-50

Tel:046-281-6911

神奈川県

県土整備局河川下水道部河川課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

Tel:045-210-6479